

第180回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第5号

平成31年4月26日かすみがうら市農業委員会告示第5号をもって、平成31年5月10日(金)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第180回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成31年5月10日(金) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 欠席	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齋藤 幸雄	

4. 欠席委員

1番 栗山 千勝

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
係長 横田 桂明	主任 水野谷 里子

6. 議事録署名委員

12番 久松 弘叔 13番 市川 敏光

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第12号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利異動届について
報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第15号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号 現況証明願の交付決定について
議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
- ⑥ その他

8 閉会

午後3時10分閉会

事務局長	開会前に、ご報告いたします。 ①互助会慶弔規程による見舞金の支出 ②議案第35号の配布漏れ
事務局長	それでは、只今から、令和元年度 第180回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。 なお、委員会会議規則第4条により、1番 栗山千勝委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願い致します。
議 長	齊藤会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議 長	次に、会議録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、12番 久松 弘叔 委員、13番 市川 敏光委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の横田係長を指名いたします。
事務局長	議長を市川代理に交代して、以後の議事を進めます。
議 長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり) ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議 長	次に報告第12号から報告第15号までの報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が配布されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。
7番 貝塚委員	報告第12号の売買金額は、
事務局	番号1番は、4筆で、●●万円です。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 「議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」 上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
14番 栗原委員	4月26日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、市川会長代理と鈴木委員と私、栗原の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号1番は、坂の●●●●から約300m南東に位置する畑1筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。飼料作物を作付けする計画です。 番号2番は、中志筑の有限会社●●●●および譲受人の自宅の向かいの畑1筆に現況はきれいに管理されておりました。

野菜を作付けする計画です。
 番号3番、4番は、譲受人が同一人ですので、併せて説明いたします。申請人は宍倉の●●●●●●●●●●の入口から約650m南の田2筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。
 番号5番は、安食の●●●●●●●●から約400m北西に位置する田2筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。
 番号6番は、安食の●●●●●●●●から約500m南西に位置する畑1筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。
 番号7番は、加茂の●●●●●●●●●●から約500m南西に位置する田1筆と、●●●●中学校から約150m西に位置する田1筆、●●●●小学校入口から約300m南西に位置する畑、合計3筆になります。加茂の水田は、雑草が繁茂しておりましたが、耕起によりすぐ水田に戻る状況でした。他の田畑2筆はどちらもきれいに管理されておりました。申請人は新規就農のため今回の申請にいたしました。作付け作物はレンコンです。
 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
11番 鈴木委員	それでは、説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は●●公民館から約100m東の畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、太陽光発電施設を計画しております。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、牛渡の●●●●●●●●株式会社から約100m南東に位置する畑3筆で、第1種農地と判断しました。申請地は一部建物が建っており始末書が添付されています。申請人は、先ほど申し上げた会社を運営しており、事業の拡大に伴って、既存の資材置き場が不足することから、資材置き場の増設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。申請地は第1種農地ですが、住宅等の周辺住民の日常生活・業務上必要な施設を集落接続で設置する、不許可の例外に該当するので、許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、市役所の●●●●●●から約350m南東に位置する畑1筆で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。

申請人は、工場及び事務所の敷地が狭いため、取引先のトラックが待機するスペースや来客用の駐車場がなく、道路脇に一時駐車をしている状況で、この状況を解消しようと駐車場を計画しました。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。
続いて、図面番号4番をご覧ください。
番号4番は、●●●中学校から約400m北東に位置する畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況は、雑木等が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電を計画しております。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。
続いて、図面番号5番をご覧ください。
番号5番は、安食の●●●●●●から約450m南西に位置する畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況は、雑草が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電を計画しております。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。
続いて、図面番号6番をご覧ください。
番号6番は、●●●●●●センターから約290m西に位置する畑1筆で、第2種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂している状況でした。申請人は事業拡大に伴い、重機・農業者等の資材置き場を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。
以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第32号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
議 長	それでは、朗読及び説明をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う。)
議 長	議案の朗読及び説明が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
11番 鈴木委員	説明いたします。図面番号7番をご覧ください。 番号1番は、●●●●●小学校より約100m北東に位置します。 こちらは、昭和49年頃から宅地の敷地になっており、現況も宅地の状況になっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号8番をご覧ください。 番号2番・3番・4番は申請地が一体となっているので、併せて説明いたします。 ●●●●●小学校から約350m西に位置します。こちらは、平成6年頃からすでに山林原野化しており、現況も山林・原野の状況のため、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番、3番、4番は、申請地が一体となっているので、一括審議といたします。

議 長	番号2番、3番、4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番、3番、4番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番、3番、4番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第32号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。11ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で49件。面積は、152,393㎡です。その内、新規32件で主な作物は水稲・レンコン・野菜となります。再設定は17件で、主な作物は、水稲・レンコン・野菜となります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
9番 谷中委員	●●さんの件なんですけど、12ページ、だいたいこの人は、利用権設定をしているようなんですが、期間も9年というようなことで、中間管理機構を通すことができなかったのか。●●さん、もし知っていたら、どういう方なのか説明してもらいたい。
事務局	●●さんの件については、農林水産課に確認して後日、谷中委員に報告ということによいでしょうか。
6番 飯田委員	農業委員会の総会で質問に出たんで、一応は、聞いてきてもらって、皆さんに報告するというのが筋じゃないですか。これは、谷中さんだけの問題じゃない。委員会の案件ですから。
議 長	ちょっと休憩いたします。 (暫時休憩)
議 長	再開いたします。
事務局	農林水産課のほう確認したのですが、農地中間事業の説明はしたのですが、本人の希望ということで、9年という契約になっております。
9番 谷中委員	わかりました。ご承知のように、県のほうでも、中間管理機構を進めているということで、土地改良区のほうにも、今日、文書きたばかりなんだけど、9年ということで、後1年ですから、なるべく推進する形にしたほうが良いのではないかとと思うのでよろしくをお願いします。
14番 栗原委員	面積はどれくらいあるの。
事務局	51筆で、51,506㎡になります。
14番 栗原委員	この人は、向こうでも田んぼやっているの。

事務局	●●●では、15,303㎡耕作しております。
議長	その他、質問ありますか。よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、設定の内容についてご説明いたします。 21ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が3件、面積25,104㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、「議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第35号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	本日配布しました、議案第35号をご覧ください。 市長より、平成31年4月22日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が3件、面積が25,104㎡です。 内容につきましては、議案第34号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容です。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、「議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。
11番 鈴木委員	平成30年度の農業委員会活動記録簿ですが、順位と報酬は載せないでください。これ、意欲を出すことを期待していたと思うのですが、順位をつけるとやるきがなくなっちゃうから。稼働日数はいいでしょうよ。自己申告だから。順位と報酬は載せないでください。
事務局長	次回からそのようにします。
議 長	その他、ありますか。
議 長	次に、来月の総会は、6月10日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、栗山 千勝委員、塚本 勝男委員、海東 功委員です。日時は、6月3日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。 よろしくお願いします。他に事務局からありますか。
事務局長	3点程ございます。 ①平成30年度活動実績・成果実績の集計報告について ②平成30年度農地利用状況調査日程(案)について ③視察研修について
議 長	只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (質問等なし)
議 長	以上を持ちまして、第180回総会を閉会いたします。 長時間にわたり、慎重審議 大変ご苦勞様でした。 (午後3時10分閉会)